

## 法定外公共物用途廃止及び払い下げ申請事務手続き

### ◆ 申請者

法定外公共物の払い下げ希望 →  
 ↓  
 用途廃止の申し出 →  
 (申請書のカガミ・位置図・字絵図・写真等) ←  
 ↓  
 本申請書作成 ←  
 ↓  
 申請地の測量 (官民境界立会い)  
 ↓  
 申請書提出 →  
 ↓  
 市有地払い下げ申請書作成 ←  
 ↓  
 申請書提出 →  
 ↓  
 付替の場合は『寄附採納願』提出 (建設総務課) ←  
 ↓  
 登記手続き (完了) ←

### ◆ 関市 (建設総務課・管財課)

申請地が譲与土地であるかの確認 (建設総務課)  
 (建設総務課保管の譲与図面で検索)  
 譲与土地であることの確認済み  
 ↓  
 現地調査及び一次決裁 (課内で協議)  
 ↓  
 用途廃止が可能か不可能かを申請者に連絡  
 ↓  
 申請書受理 (申請内容審査)  
 ↓  
 用途廃止決定通知  
 行政財産 ⇒ 普通財産 (所管換え 建設総務課 ⇒ 管財課)  
 ↓  
 申請書受理 (管財課)  
 ↓  
 払い下げ決定 (土地売買契約書締結)  
 ↓  
 登記手続き可能書類を交付 (管財課)  
 (国有財産譲与契約書・一覧表・譲与図面各写し・所有権保存  
 登記承諾書・登記原因証明情報)